

開成町宮台北地区土地区画整理組合設立準備会

第 1 回 総 会 資 料

日時：令和 8 年 4 月 1 1 日（土）午前 1 0 時から
場所：宮台老人憩の家

開成町宮台北地区土地区画整理組合設立準備会

第 1 回 総 会 次 第

日時： 令和 8 年 4 月 1 1 日（土）

午前 1 0 時から

場所： 宮台老人憩の家

1 開会

2 （仮称）宮台北地区土地区画整理事業発起人会 会長あいさつ

3 来賓あいさつ

4 報告事項

報告第 1 号：「土地区画整理組合設立準備会を設立し、土地区画整理事業の具体的な検討を進めることについての賛同書」の回収状況について

5 議決事項

議決第 1 号：開成町宮台北地区土地区画整理組合設立準備会の設立及び準備会規約の制定について

議決第 2 号：開成町宮台北地区土地区画整理組合設立準備会役員を選任について

6 その他

今後の取組予定について

- ・今後のスケジュールについて
- ・開成町宮台北地区土地区画整理組合設立準備会の結成について
- ・土地区画整理事業の施行の準備のための技術的援助申請について

7 閉会

「土地区画整理組合設立準備会を設立し、 土地区画整理事業の具体的な検討を進める ことについての賛同書」の回収状況について

「土地区画整理組合設立準備会を設立し、土地区画整理事業の具体的な検討を進めることについての賛同書」の回収状況について、下記のとおり報告します。

令和8年4月11日

(仮称) 宮台北地区土地区画整理事業発起人会
会 長 小 宮 祐 二

記

令和8年1月23日時点

賛同書回収率		
人数	<u>26人 / 26人</u>	100%
面積	<u>40,998 m² / 40,998 m²</u>	100%

以上

開成町宮台北地区土地区画整理組合設立準備会の設立 及び準備会規約の制定について

賛同書を全地権者様より御提出いただくことができたため、土地区画整理法第18条を準用し、開成町宮台北地区土地区画整理組合設立準備会を設立することについて、議決を求めます。

併せて、開成町宮台北地区土地区画整理組合設立準備会の規約を別紙のとおり定めることについて、議決を求めます。

令和8年4月11日

(仮称) 宮台北地区土地区画整理事業発起人会
会 長 小 宮 祐 二

※参考 土地区画整理法第18条

第14条第1項又は第2項に規定する認可を申請しようとする者は、定款及び事業計画又は事業基本方針について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつているその区域内の宅地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地権の目的となつている宅地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

開成町宮台北地区土地区画整理組合設立準備会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、開成町宮台北地区土地区画整理組合設立準備会（以下「準備会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備会は、開成町宮台北地区の健全な市街地の形成に資するため、当該地区において、土地区画整理事業の具体的な検討を進めるとともに、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第2項に規定する土地区画整理組合を設立することを目的とする。

（事業区域）

第3条 準備会の事業区域（以下「事業区域」という。）は、別図に示す範囲とする。

（権利者等）

第4条 準備会を構成する者（以下「権利者等」という。）は、事業区域内の土地の所有権又は借地権を有する者とする。

2 前項の権利者等が共有名義である場合は、原則として、当該共有者の中から代表者1名を選任するものとする。

（事業）

第5条 準備会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 土地区画整理組合の定款（案）の策定、その他土地区画整理組合の設立準備に関する事
- (2) 土地区画整理事業の事業計画（案）の策定に関する事
- (3) 権利者等の意向の集約及び同意書の取りまとめに関する事
- (4) 土地区画整理事業に係る関係行政機関及び関係団体等との調整に関する事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、準備会の目的を達成するために必要な事業

（役員及び役職等）

第6条 準備会の役員（以下「役員」という。）は、7人以上とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選任する。

- (1) 権利者等
 - (2) 第4条第1項に掲げる者の親族（3親等以内に限る。）で準備会の目的及び事業について理解している者
- 2 準備会に会長1人及び副会長1人を置き、役員の中から互選によってこれらを定める。
- 3 会長は、準備会の会務を総理し、準備会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

5 役員任期は、役員に選任された日から土地区画整理組合第1回総会の日又は総会において準備会の解散が議決された日までとする。

(会議)

第7条 準備会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

2 総会の議長は役員の中から会長が指名した者が行い、役員会の議長は会長が行う。

(総会)

第8条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 準備会の規約の制定及び変更に関すること
- (2) 役員を選任に関すること
- (3) 土地区画整理組合の定款(案)及び土地区画整理事業の事業計画(案)の策定に関すること
- (4) 準備会の解散に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、役員会において必要と認める事項

2 総会は、権利者等が会場に集合して開催する。ただし、総会に出席できない権利者等は、書面議決書または委任状による代理人をもって議決権を行使することができる。

3 総会は、権利者等の半数以上の出席(前項の書面議決書又は委任状を提出した者を含む)により成立し、その議事は、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第9条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 準備会の目的を達成するために必要となる事項の基本的方針に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会で委任された事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

2 役員会は、役員が会場に集合して開催する。なお、オンラインによる出席も可能とする。

3 役員会は、役員半数以上の出席(オンラインによる出席者も含む)により成立し、その議事は、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 役員は、オンラインによる出席においても議決権を行使することができるものとする。

(解散)

第10条 準備会は、その目的を達成したとき又は総会において準備会の解散を議決したときに解散する。

(事務局)

第 11 条 準備会の事務局は、開成町の担当主管課に置く。

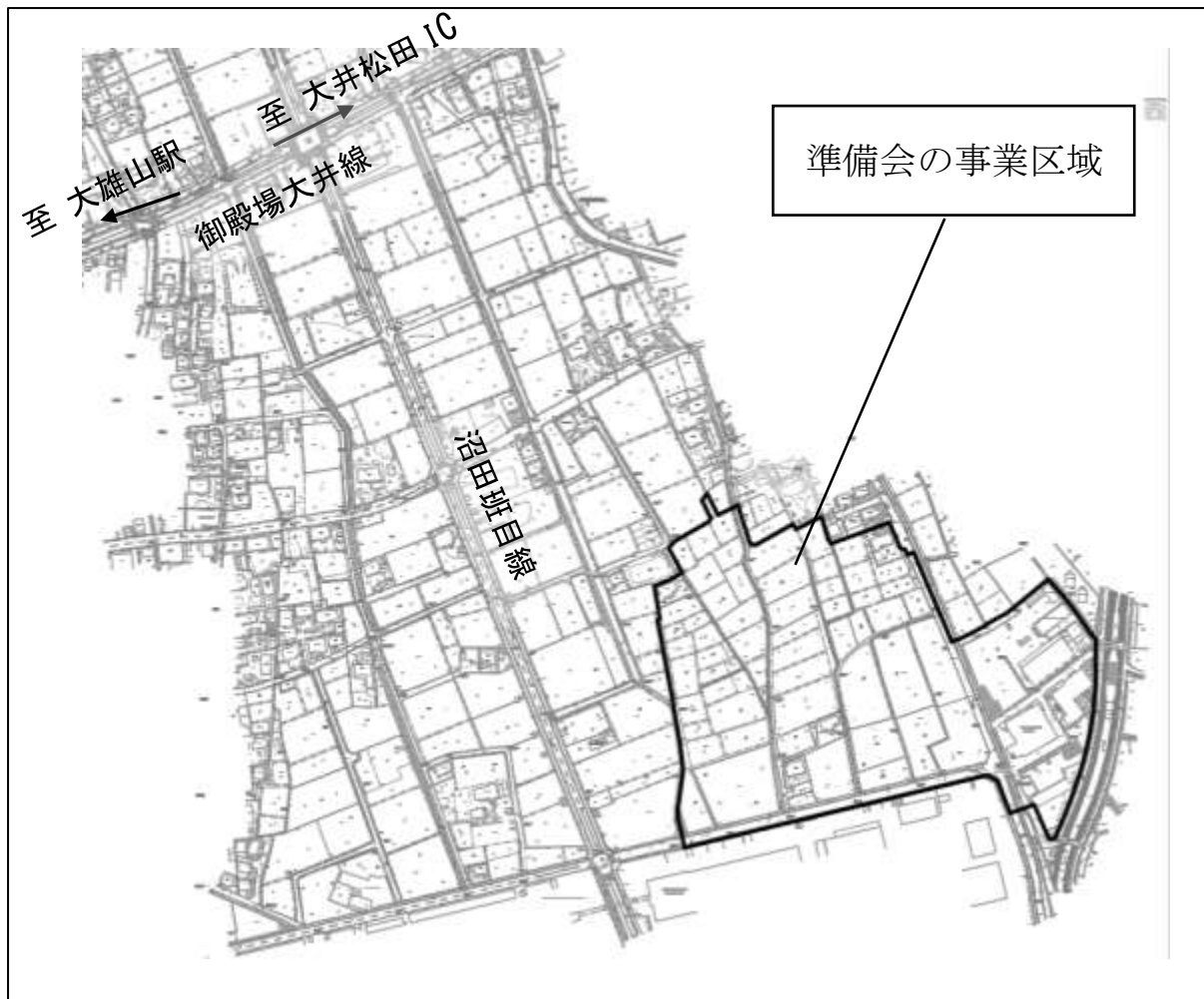
(雑則)

第 12 条 この規約に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 11 日から施行する。

別図（第3条関係）



開成町宮台北地区土地区画整理組合設立準備会 役員を選任について

本準備会規約第6条第1項の規定により、役員7名の選任を求めます。

令和8年4月11日

(仮称) 宮台北地区土地区画整理事業発起人会
会 長 小 宮 祐 二

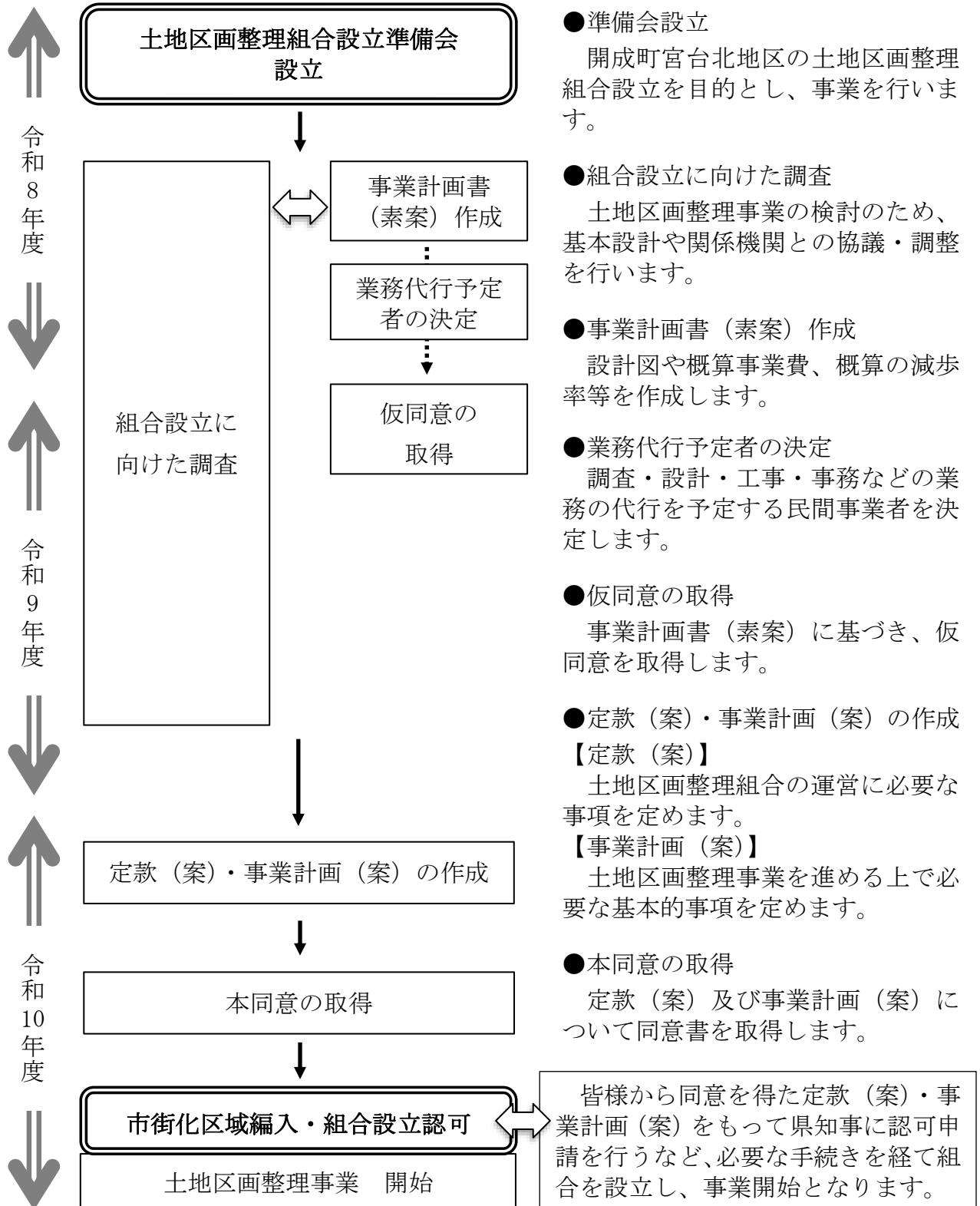
※参考 準備会規約第6条第1項

準備会の役員（以下「役員」という。）は、7人以上とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選任する。

- (1) 権利者等
- (2) 第4条第1項に掲げる者の親族（3親等以内に限る。）で準備会の目的及び事業について理解している者

今後の取組予定について

今後のスケジュール



※スケジュールは、あくまでも予定のため、今後変更する可能性があります。

案

6 その他

令和8年 月 日

開成町長
山神裕様

開成町宮台北地区土地区画整理組合設立準備会
会長

開成町宮台北地区土地区画整理組合設立準備会の 結成について

令和8年4月11日の総会において、開成町宮台北地区土地区画整理組合を設立することを目的とした準備会を結成しましたので、次の図書を添えて届け出ます。

(添付図書)

- 1 結成届（役員名簿等）
- 2 位置図
- 3 施行地区の予定区域図



第1号様式（第5条関係）

<p>土地区画整理事業助成申請書</p>	
<p>2026年 月 日</p>	
開成町長	様
<p>申請者 住所 氏名</p>	
<p>開成町土地区画整理事業助成規則第5条第1項第1号の規定により、次のとおり関係図書を添えて申請します。</p>	
1 申請区分	<p><input checked="" type="checkbox"/> 技術的援助 <input checked="" type="checkbox"/> 図書の作成</p>
2 事業の名称	開成町宮台北地区土地区画整理事業
3 施行地区の名称及び面積	開成町宮台北地区 5.14 ヘクタール
4 施行理由	<p>本地区において足柄産業集積ビレッジ構想を推進するため、土地区画整理事業による基盤整備を行い、良好な産業系市街地への転換を図るため。</p>

5 添付書類

申請区分	添付図書
技術的援助	役員住所氏名簿 事業施行予定区域図（縮尺3,000分の1以上）
図書の作成	役員住所氏名簿 事業施行予定区域図（縮尺3,000分の1以上） 土地区画整理法第18条に規定する同意書の写